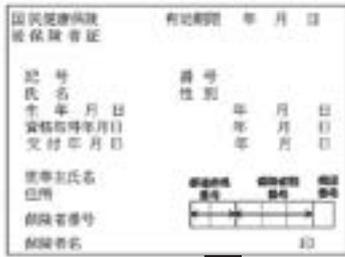


【現行様式】



【新様式】



被保険者証

○被保険者証などの様式

北海道が運営に加わるため、平成30年4月から、被保険者証や限度額認定証などの様式については、変更となります。現在、お使いの被保険者証は有効期限まで使用することができますが、被保険者証の更新時に、新しい様式のものに変更

※平成30年度の登別市の保険税率は、3月中旬に決定する予定で、市公式ウェブサイトなどで、市民の皆さんにお知らせします。

そのため、登別市においても、加入者の皆さんの負担を考慮しながら、中期的な視点をもって適正な保険税率を設定することとしています。

医療費が高い市町村は納付金が多くなり、低い市町村は納付金が少なくなり、また、納付金は全道の医療費総額などを基に決定するため、毎年変動することが予想されます。

更しします。

なお、**今まで70歳以上の方に対して交付していた「高齢受給者証」は被保険者証と一体化されるため、4月以降は発行しません。**

○道内で転居しても、資格を喪失しません

道内の市町村から登別市に転入した場合や登別市から道内の他市町村に転出した場合、国保の資格は、喪失せず、継続します（ただし、市町村への届け出はこれまでどおり必要です）。

また、国保制度には、診療月からさかのぼって1年以内に高額療養費の支給を4回以上受けた場合に、自己負担額の上限額を引き下げ、被保険者の負担を軽減する制度がありますが、北海道が国保運営に加わることで道内の市町村間で転居した場合でも、一定の要件を満たせば高額療養費の該当回数を通算できることになりました。

制度移行時に特別な手続きは必要ありません

平成30年4月以降も国保の手続きについては、引き続き市国民健康保険グループで行います。手続き方法についても変更はありません。

不明な点がありましたら、国民健康保険グループに問い合わせください。

国民健康保険の加入・喪失などの主な手続き（14日以内に手続きが必要です）

手続きの種類		持ち物（共通する持ち物以外）
加入するとき	職場の健康保険を抜けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険離脱証明書または資格喪失証明書 ※建設国民健康保険組合から抜けた場合は、退職証明書または離職票が必要です
	家族の健康保険の被扶養者から外れたとき	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険離脱証明書または資格喪失証明書
やめるとき	職場の健康保険に加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 新しい被保険者証
	家族の健康保険の被扶養者になったとき	
	加入者が亡くなられたとき	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 喪主または施主名義の通帳
その他	道内の市町村から転入してきたとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
	道内の市町村に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証
	世帯員が、修学のため住所を別に定めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 在学証明書、学生証、合格通知書などのいずれか

【手続きに共通する持ち物】

- 印鑑（朱肉を使うもの）
- マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書（顔写真付きの証明書でない場合は、2種類）
- 住民票上で同一世帯以外の方が手続きする場合は、委任状のほか、本人と手続きされる方の身分証明書（顔写真付きの証明書でない場合は、2種類）

※委任状は市公式ウェブサイト（<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2013010900473/>）に掲載しています。



※国民健康保険をやめる手続きは、郵送でも可能です。
 ※国民健康保険への加入は、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼり、その分の保険税も支払わなければなりません。また、手続きが遅れると届出日までに受診した医療費が保険適用されないことがあります。
 ※健康保険によっては、2カ月以上継続加入していた場合、退職後も継続して加入することができますので、その場合の保険料と国民健康保険に加入した場合の保険税を比較した上で加入することをお勧めします。